

# 「少額短期保険業」制度の創設による保険契約者等の保護

根拠法のない共済の契約者保護ルールが策定されました

## 「無認可共済」業者を 保険業法の規制対象へ

これまで共済業者には、大別すると、根拠となる法律があるもの（例：JA共済・全労済・県民共済・COOP共済など）と、改正前の保険業法の規制対象外とされていた、特定の者を相手方とする、いわゆる「無認可共済」業者の二つがありました。近年、後者の無認可共済業者は、会員向け限定と称して、法律の根拠に基づかない保険の引受けを行うものが急増し、それらの中には不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なもの等、トラブルを生じさせるものも少なくありませんでした。

そこで、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業にも、原則として保険業法の規定を適用すること、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制の「少額短期保険業」制度を創設すること、既存の事業者には、二年間の移行期間を設けること等を定め

保険業法等の一部を改正する法律が平成十八年四月一日から施行され、従来、特定の者を相手方として法律の根拠に基づかず保険の引受けを行っていた、いわゆる「無認可共済」を、原則、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図る「少額短期保険業」制度が導入されました。

## 平成二十年三月までには 「保険会社」か「少額短期保 険業者」のいずれかに移行

た改正法が、この平成十八年四月一日から施行されています。

既存の事業者（保険業法上、「特定保険業者」と定義されます）は、平成二十年三月までは引き続き保険の引受けを行うことができますが、この期間内に、株式会社等を設立して「保険会社」の免許の申請をするか、後述する「少額短期保険業者」の登録の申請をするか等の対応をしなければなりません。

つまり、これまでの無認可共済業者（一部の規制対象外は除きます）は、最終的には保険会社か少額短期保険業者のいずれかに移行し、保険業法に基づく保険契約者等の保護のための規制を遵守する必要があります。

少額短期保険業者とは、保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内において、少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業者のことです。登録に当たっては、一定の基準を満たすことが必要です。

また、業務内容には、保険契約者等の保護の観点から、事業開始に当たって一定の保証金の供託や、資産運用、保険募集、情報開示などにおいて保険業法に基づく各種の規制が適用されます。

少額短期保険業者として登録された業者は、金融庁のホームページの「免許・登録を受けている業者一覧」で公開されます。

## 制度導入後の保険契約 に際しての注意点

特定保険業者が引き受けることができる保険は、会員など特定の者に対して行うものだけです。そのため、不特定の者に対する募集・引受け行為はできません。

また、特定保険業者が保険会社として免許を受ける、あるいは少額短期保険業者として登録されることを前提に保険募集を行っている場合、免許等の審査基準に適合しているかどうかはその時点では不明確ですので、場合によっては保険業法違反虚偽のことを告げ保険募集を行うに当たっておそれがあります。

少額短期保険業制度の概要

区分	少額短期保険業者	(参考)保険会社
参入要件	登録制(財務局登録) 株式会社、相互会社に限定(ただし、法施行日に保険に該当する商品を取り扱っているNPO法人等については、当該法人形態で登録可) 業務を円滑に行うための人的構成	免許制 株式会社、相互会社に限定 収支見込みが良好 業務を円滑に行うための人的構成
最低 資本金等	最低資本金等は1,000万円 年間収受保険料は50億円以下	最低資本金等は10億円
取扱商品	商品審査(事後変更命令権付届出) 取扱分野の限定なし(生損両商品取扱可能) 掛捨てに限定(満期金支払型、年金等生存保険、運用型等も不可) 保険期間の上限は損害保険が2年、生命保険、医療保険は1年 保険金額の総額は1,000万円以下(ただし、事故発生率の低い賠償保険は別枠で1,000万円) 個別商品区分ごとの上限は下記のとおり 通常の重度障害・死亡：300万円 疾病・傷害による入院給付金等：80万円 傷害による重度障害・死亡：600万円 損害保険：1,000万円 保険契約者1人当たり被保険者総数は100人まで 保険契約者・被保険者ごとに常時保険金額等を把握するための名寄せのシステムが必要	商品審査(認可又は事後変更命令権付届出) 生命保険業 免許取得会社は、第一分野(生命保険)と第三分野(医療、介護、傷害等保険)、損害保険業免許取得会社は第二分野(損害保険)と第三分野(医療、介護、傷害等保険)のみ取扱いできる 金額、期間には上限なし、運用型も可
資産運用	預金、国債等の安全資産に限定	原則自由(株式、不動産、融資等も可)
契約者 保護の 措置	責任準備金等の積立てを義務付け セーフティネットなし(取扱商品や資産運用が限定されるため) 供託を義務付け(業務開始時：1,000万円、その後年間収受保険料の5%を段階的に積み増し)	責任準備金等の積立てを義務付け セーフティネットとして、保険契約者保護機構による資金援助等の措置あり

問い合わせ

少額短期保険業制度に対する一般的なご意見、ご質問、情報提供については、金融庁に設置されている金融サービス利用者相談室で受け付けています。なお、当相談室では個別のトラブルについては、あっせん、仲介、調停を行うことはできませんのであらかじめご了承ください。なお、少額短期保険業者の監督については、本部等の所在する各地域の財務局で行っています。

- 北海道財務局 : 011-709-2311
- 東北財務局 : 022-263-1111
- 関東財務局 : 048-600-1288
- 北陸財務局 : 076-292-7855
- 東海財務局 : 052-951-2494
- 近畿財務局 : 06-6949-6350
- 中国財務局 : 082-221-9221
- 四国財務局 : 087-831-2131
- 九州財務局 : 096-353-6351
- 福岡財務支局 : 092-411-7281
- 沖縄総合事務局 : 098-862-1944

国民生活センターや住所地を管轄する消費生活センターでも相談を受け付けています。

特定保険業者の届出

特定保険業者は平成十八年九月三十日までに本部等の所在を管轄する財務局に現在行っている共済事

なお、特定保険業者及び少額短期保険業者が引き受ける保険は、公的セーフティネットの対象ではありません。  
特定保険業者及び少額短期保険業者には、保険会社と同様に、契約に際して保険契約者のニーズに合った商品であるかどうか等の重要事項を説明する義務が課せられています。不明な点は、納得されるまで説明を求め、契約内容を十分に理解した上で契約することが後々のトラブルを回避するポイントです。

問い合わせ先  
金融庁 金融サービス利用者相談室  
電話：03(5251)6811

金融庁ホームページ  
<http://www.fsa.go.jp/>

業の内容を届出する必要がありません。各財務局では円滑な届出対応を図るための相談窓口を設けており、随時、共済事業者からの相談を受け付けています。  
(資料提供・金融庁)